

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第4号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通政策監

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局地球温暖化対策室)